

9. 千葉市下水道工事施工管理基準

千葉市下水道工事施工管理基準

目 次

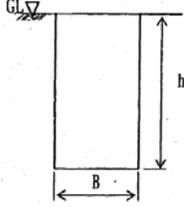
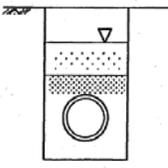
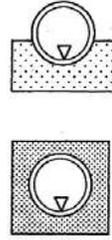
・ 出来形管理基準	9-2
・ 品質管理基準	9-20
・ 写真管理基準	9-29

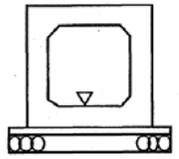
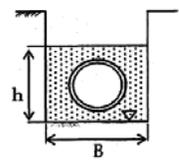
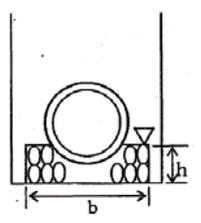
出来形管理基準

【 8. 下水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 管路				9-4
第3節 管渠工（開削）	1-3-3 管路土工	管路掘削		9-4
		管路埋戻		9-4
	1-3-4 管布設工	管布設（自然流下管）		9-4
		矩形渠（プレキャスト）		9-5
		圧送管		9-5
	1-3-5 管基礎工	砂基礎		9-5
		砕石基礎		9-5
		コンクリート基礎		9-6
		まくら土台基礎		9-6
		はしご胴木基礎		9-6
1-3-6 水路築造工	現場打水路		9-7	
1-3-7 管路土留工	鋼矢板土留		9-7	
第4-5節 管渠工（小口径推進、推進）	1-4-3 推進工	推進工		9-8
	1-4-4 立坑内管布設工	空伏工		9-8
第6節 管渠工（シールド）	1-6-3 一次覆工	掘進工		9-9
	1-6-4 二次覆工	二次覆工		9-9
第7節 マンホール工	1-7-3 標準マンホール工	標準マンホール工		9-10
		マンホール基礎工		9-10
	1-7-4 組立マンホール工	組立マンホール工		9-11
	1-7-5 小型マンホール工	小型マンホール工		9-11
第8節 特殊マンホール工	1-8-4 躯体工	現場打ち特殊人孔		9-11
		伏越室・雨水吐室		9-12
		越流堰（雨水吐室）		9-13
		中継ポンプ施設		9-13
第9節 取付管及びます工	1-9-4 ます設置工	公共ます		9-14
	1-9-5 取付管布設工	取付管		9-14
第11節 立坑工	1-11-3 管路土工	立坑工		9-15
第2章 処理場・ポンプ場				
第3節 敷地造成工	2-3-2 掘削工	掘削工	第1編 2-4-2 掘削工	4-30
	2-3-3 盛土工	盛土工	第1編 2-3-3 盛土工	4-29
	2-3-4 法面整形工	法面整形工	第1編 2-4-5 法面整形工	4-31
第6節 本体作業土工	2-6-2 掘削工	土工（掘削）		9-16
第7節 本体仮設工	2-7-2 土留・仮締切工	土留・仮締切工 （H鋼杭・鋼矢板）		9-16
		2-7-3 連続地中壁工	コンクリート壁	第3編 2-10-9 連続地中壁（壁式）
	2-7-4 連続地中壁工	ソイル壁	第3編 2-10-10 連続地中壁（柱列式）	4-60
第8節 本体築造工	2-8-5 既製杭工	既製杭	第3編 2-4-4 既製杭工	4-41
	2-8-6 場所打ち杭工	場所打ち杭	第3編 2-4-5 場所打ち杭工	4-41
	2-8-7 オープンケーソン基礎工	ケーソン基礎	第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	4-42
		2-8-8 ニューマチックケーソン基礎工	ケーソン基礎	第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工
	2-8-9 躯体工	構造物基礎		9-17
		池・槽の主要構造物		9-17
		池・槽の付帯構造物		9-17
		開口部		9-18
		ゲート用開口部		9-18
		可動せき用開口部		9-18
	2-8-11 越流樋工	越流トラフ		9-19
2-8-12 越流堰板工	越流堰		9-19	
第9節 場内管路工	2-9-10 管布設工	流入渠・流出渠		9-19

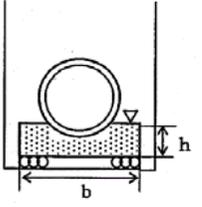
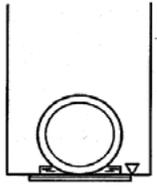
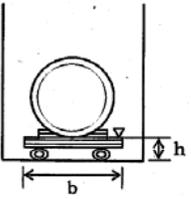
※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
					幅 B	-50			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
					中心線の変位（水平）	±50			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	-ℓ /50かつ -200	延長ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			

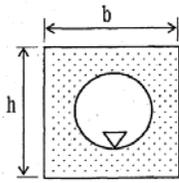
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	矩形渠 (プレキャスト)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					勾配	±20%			
					延長 l	$-l/500$ かつ -200	延長 l はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	圧送管	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					総延長	-200			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 B	-50			
					厚さ h	-30			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	碎石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	-50			
					厚さ h	-30			

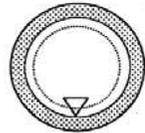
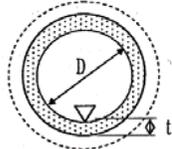
出来形管理基準及び規格値 8. 下水道編

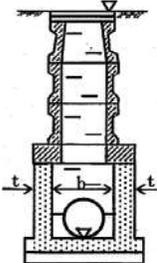
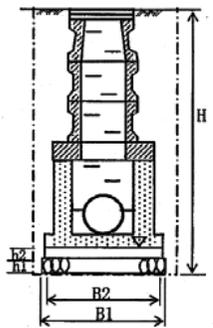
単位：mm

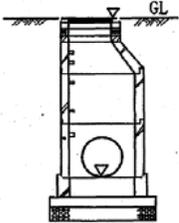
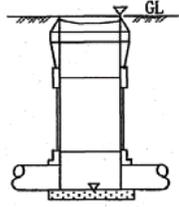
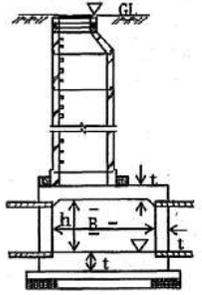
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	-30			
					厚さ h	-30			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	-30			
					厚さ h	-30			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	6 水路 築造工	現場打水路	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位（水平）	±50			
					幅 b	-30			
					高さ h	±30			
					厚さ t	-20			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	-ℓ /500かつ -200			
					総延長 L	-200			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	7 管路土留工	鋼矢板土留	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	4・5 管きよ工 (小口径推進、 推進)	3 推進工	推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する。		小口径推進工の出来形については、機器の読み値による管理で良いこととする。
					中心線の変位 (水平)	直線のみ推進区間 ±50			
							曲線を含む推進区間 ±100		
					延長 ℓ	-ℓ /500かつ -200	延長ℓ はマンホール間を測定する。	中心線の変位(水平) ※直線のみ推進区間(スパン) 下段値 	
					総延長 L	-200			
		※曲線を含む推進区間(スパン) 上段値 							
8 下水道編	1 管路	4・5 管きよ工 (小口径推進、 推進)	4 立坑内管布設工	空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b	-30			
					高さ h	-30			
					中心のずれ	±50			
					延長	-50			
					勾配	±20%			

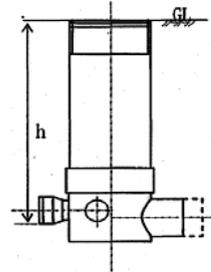
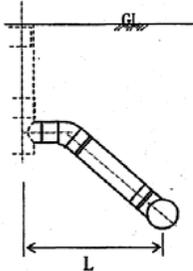
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	3 一次覆工	掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。		
					中心線の変位（水平）	±100			
					延長 ℓ	-ℓ /500かつ -200	延長ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			
8 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	4 二次覆工	二次覆工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		二次覆工厚については、一次覆工の出来形を基に再度、計画のうえ、監督員の承諾を得るものとし、その計画に対し施工管理するものとする。
					中心線の変位（水平）	±50			
					二次覆工厚 t	-20	二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。		
					仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					延長 ℓ	-ℓ /500かつ -200	延長ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			

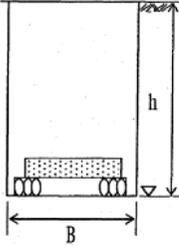
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工	標準マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	-30			
					壁厚 t	-20			
					人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工	マンホール基礎工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					床掘深 H	±30			
					基礎工幅 B1	-50			
					基礎工高 h1	-30			
					コンクリート工幅 B2	-30			
					コンクリート工高 h2	-10			

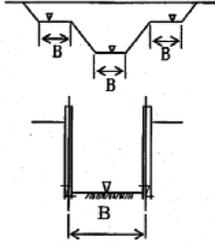
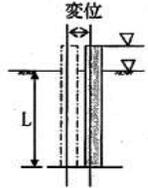
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	4 組立マンホール工	組立マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	5 小型マンホール工	小型マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 B	-30			
					高さ h	±30			
					壁厚 t	-20			
					人孔天端高	±30			

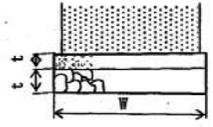
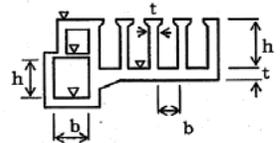
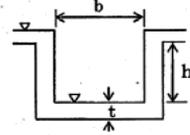
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工	伏せ越し室・雨水吐室	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	±30			
					高さ h	±30			
					厚さ t	-20			

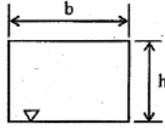
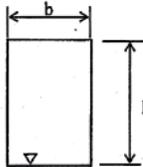
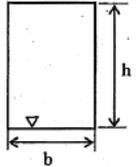
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工	越流堰（雨水吐室）	基準高▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
					幅b（厚さ）	±20			
					高さh（深さ）	±30			
					延長L（長さ）	-20			
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工	中継ポンプ施設	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅、長さ B	-30			
					深さ h	-30			
					壁厚 t	-20			

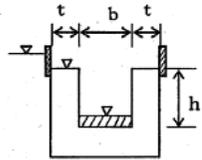
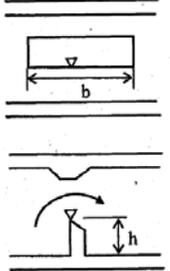
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	9 取付管およびます工	4 ます設置工	公共ます	ます深 h	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
8 下水道編	1 管路	9 取付管およびます工	5 取付管布設工	取付管	延長 (L)	-200	1施工箇所ごとに測定する。		

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	11 立坑工	5 取付管布設工	立坑工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		任意仮設の場合は除く。
					寸法 B	±100			
					深さ h	±30			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 掘削工	土工（掘削）	基準高▽	±50	施工延長おおむね40m（小規模なものは20m）ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。		
					幅B	-100			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (H鋼杭、鋼矢板)	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	構造物基礎	幅 W	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所以上測定する。施工延長20m以下は、1施工箇所につき2箇所測定する。		
					厚さ t	設計値以上			
					延長	各構造物の規格値による			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の主要構造物	基準高▽	±30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	±30			
					高さ h	±30			
					壁厚 t	-20			
						ただし床版厚 -10			
					長さ	±50			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の付属構造物	基準高▽	±20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	±20			
					高さ h	±20			
					壁厚 t	±10			
					長さ	±50			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	開口部	幅 b	±20	永久開口部ごとに測定する。		
					高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	ゲート用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。		
						+0			
					幅 b	+0			
						+20			
	高さ h	±20							
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	可動せき用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。		
						-0			
					幅 b	+20			
						±20			
	高さ h								

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	基準高▽	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。 幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。			
					幅 b	±20				
					高さ h	-20				
					厚さ t	±20				
					長さ	±50	長さは、各池外周部の1施工箇所について測定する。			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	基準高▽	±20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。			
					幅 b	±20				幅、高さは、1施工箇所ごとに測定する。
					高さ h	-20				
					長さ	±20				
					8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工			10 管布設工
幅 b	-30									
高さ h	-30									
厚さ t	-20									
延長	L<20m :	-50								
	L≥20m :	-100								

品質管理基準

目 次

【下水道編】

1. 管布設工（開削）	9-22
2. 管推進工	9-25
3. シールド工	9-26
4. マンホール設置工	9-27
5. ます設置工	9-28
6. 基礎杭工（既製杭）	9-28
7. 基礎杭工（場所打ち杭）	9-29

品質管理基準及び規格値(下水道編)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用鉄筋コンクリート管)	必須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。(管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			形状・寸法(カラー及びゴム輪を含む)	J S W A S A-1による					
			外圧強さ						
			水密性						
				検査項目					判定基準
				管軸方向のひび割れ					管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。
				管周方向のひび割れ					管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。
				管端面の欠損					管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。
				管渠材料(下水道用硬質塩化ビニル管)					必須
寸法	J S W A S K-1による								
引張試験									
偏平試験									
負圧試験									
耐薬品性試									
ピカット軟化温度試験									
	検査項目	判定基準							
	有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)							
	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。							
	割れ	割れがないこと。							
	ねじれ	著しいねじれがないこと。							
	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。							
	実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。							
	管渠材料(下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。(管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			寸法	J S W A S K-1による					
			引張試験						
			偏平試験						
			負圧試験						
			耐薬品性試						
			ピカット軟化温度試験						
				検査項目					判定基準
				有害な傷					管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
				滑らかさ					明らかな凹凸がないこと。
				割れ					割れがないこと。
				ねじれ					著しいねじれがないこと。
	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。							
	実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。							

品質管理基準及び規格値(下水道編)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用ダクタイル鋳鉄管)	必須	原管	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	原管、内装、外装における形状・寸法及びコンクリートの圧縮強度は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 外観検査は全数について行う。		○	
			内装						
			外観						
			形状・寸法						J S W A S G - 1 による
			コンクリートの圧縮強度						J S W A S G - 1 による
			検査項目						判定基準
		クラック	クラックがないこと。						
		湯境	湯境がないこと。						
		鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。						
		モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。 管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。 表面は実用的に滑らかであること。						
		塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。						
		必須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
形状・寸法	日本下水道協会下水道用資器材I類の規定による								
成分・機械的性質 非破壊又は水圧	J I S G 3 4 4 3 J I S G 3 4 5 1								
検査項目	判定基準								
実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。								
両端は管軸に対して直角	実用的に両端は管軸に対して直角であること。								
有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。								
仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。								
塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがなく、均一な塗膜であること。								
35 管推進工	管渠材料(下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			寸法(カラー及びゴム輪含む)	J S W A S A - 2 又は A - 6 による					
			外圧強さ	J S W A S A - 2 又は A - 6 による					
			コンクリートの圧縮強度	J S W A S A - 2 又は A - 6 による					
			水密性	J S W A S A - 2 又は A - 6 による					
			検査項目	判定基準					
		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。						
		管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。						
		管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。						
		必須	原管	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 原管、内装、外装における形状・寸法は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			内装						
			外観						
形状・寸法	J S W A S G - 1 による								
検査項目	判定基準								
クラック	クラックがないこと。								
湯境	湯境がないこと。								
鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。								
モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。 管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。 表面は実用的に滑らかであること。								
塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。								

品質管理基準及び規格値(下水道編)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 管推進工	管渠材料(鋼管)	必須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	日本下水道協会下水道用窯器材1類の規定による	J I S G 3 4 4 4			
			成分・機械的性質					
			非破壊又は水圧		原管 実用的に真っ直ぐ 両端は管軸に対して直角 有害な欠陥 仕上げ良好	実用的に真っ直ぐであること。 実用的に両端面は管軸に対して直角であること。 はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。 鋼面が平滑に仕上がっていること。		
			塗装		完成管 塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入がないこと。		
3 シールド工	管渠材料(シールド工事用標準コンクリート系セグメント)	必須	外観及び形状・寸法検査	J S W A S A-4による	[外観検査] (下水道協会規格) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及び外圧強さ、水密性、コンクリート圧縮強度については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			水平仮組検査		[外観検査] (下水道協会規格) (1) 有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。 (2) 形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、J S W A S A-4の規定による。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500リング及びその端数に1回行う。		
			性能検査					
			単体曲げ試験					
			継手曲げ試験					
			ジャッキ推力試験					
			つり手金具引抜き試験					
	管渠材料(シールド工事用標準鋼製セグメント)	必須	材料検査	J S W A S A-3による	[外観検査] (下水道協会規格) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害な曲がり、そり等が無いこと。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 (3) 性能検査は設計図書の定めによる。		○
			形状・寸法及び外観検査					
			溶接検査					
			水平仮組検査					
			性能検査					
			ジャッキ推力試験		[外観検査] (下水道協会規格外) (1) 有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能に関する規格値は、J S W A S A-3の規定による。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能についての検査は、1工事中に1回行う。		
			単体曲げ試験					

品質管理基準及び規格値(下水道編)

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
4 マンホール設置工	管渠材料(組立マンホール側塊)	必須	外観	目視による	J S W A S A-11による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、耐荷力、水密性及びコンクリート圧縮強さは日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○		
			形状・寸法						検査項目	判定基準
			耐荷力						有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。
			水密性						滑らかさ	側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていない
			端面の欠陥	側塊の端面は、その面積の3%以上が欠陥していないこと。						
			コンクリート圧縮強さ	端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角である事。					
管渠材料(下水道用特殊製マンホールふた)	必須	必須	外観・形状	目視による	J S W A S G-4による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なきずが無く、外観がよいこと	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験および耐荷重試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○		
			寸法・構造							
			材質試験							
			荷重たわみ試験							
			耐荷重試験							
管渠材料(マンホール足掛け金物)	必須	必須	外観	目視による		【外観検査】 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。	(1) 外観検査は全数について行う。	○		
			形状・寸法						品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。	
			材質						(1) 芯材 J I S G 4 3 0 3 (S U S 4 0 3 、 S U S 3 0 4) 、 J I S G 3 5 0 7 (S W R C H 1 2 R) 、 J I S G 3 5 3 9 (S W C H 1 2 R) の規格に適合すること。	
管渠材料(下水道用強化ビニル製小型マンホール)	必須	必須	外観・形状	目視による	J S W A S K-9による。 内ふたは、J S W A S K-7、防護ふたは、J S W A S G-3による。	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○		
			寸法						検査項目	判定基準
			引張試験						有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			荷重試験						滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。
			負圧試験						割れ	割れないこと。
			対薬品性試験						ねじれ	著しいねじれがないこと。
			ピカット軟化温度試験							

品質管理基準及び規格値(下水道編)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 ます設置工	管渠材料 (下水道用铸鉄製防護ふた)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なきずが無く、外観がよいこと	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	J S W A S G - 3 による				
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					
	管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル製ます)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	J S W A S K - 7 による。 防護ふたは、J S W A S G - 3、立上り部は、J S W A S K - 1 による。				
			引張試験					
			荷重試験					
			負圧試験					
			耐薬品性試験					
			ピカット軟化温度試験					
	管渠材料 (下水道用ポリプロピレン製ます)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
寸法			J S W A S K - 8 による。 防護ふたは、J S W A S G - 3 による。					
引張試験								
荷重試験								
負圧試験								
耐薬品性試験								
荷重たわみ温度試験								
6 基礎杭工(既製杭)	材料 (鋼管杭)	必須	外観		(財) 日本建築センターの評定又は評価基準 (社) コンクリートパイル建設技術協会の評価基準に適合すること。	(1) 外観検査は全数について行う。その他は、係員の指示により行う。 (2) 形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		○
			形状・寸法					
6 基礎杭工(既製杭)	材料 (コンクリート杭)	必須	性能検査					○

品質管理基準及び規格値(下水道編)

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6 基礎杭工(既製杭)	施工(鋼管杭・H鋼杭の現場溶接)			P4 「3 既製杭工」による			
	施工(セメントミルク工法)			P4 「3 既製杭工」による			
	施工 その他	支持力試験	杭の荷重試験		設計図書による		○
7 基礎杭工(場所打ち杭)	施工 必須	外観		(財) 日本建築センターの評定又は評価基準 (社) コンクリートパイル建設技術協会の評価基準に適合すること。	(1) 孔内水位については杭ごとに必要に応じて測定する。 (2) 有効性試験(比重、粘性、ろ過水量、PH、砂分)は杭ごとに又は1日に1回測定する。		
	施工 その他	支持力試験	杭の荷重試験		設計図書による		○

写真管理基準

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用鉄筋コン クリート管）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
2	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用硬質塩化 ビニル管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
3	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用リップ付き 管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
4	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用強化プ 管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
5	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用レジンコ ンクリート管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
6	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用ボックス カルバート）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
7	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用ダクタイ ル鋳鉄管）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
8	管布設工（開削） 管渠材料 （鋼管）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
9	管推進工 管渠材料 （下水道推進工法用 鉄筋コンクリート 管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
10	管推進工 管渠材料 (下水道推進工法用 ダクタイル鋳鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
11	管推進工 管渠材料 (鋼管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
12	シールド工 管渠材料 (シールド工用標 準コンクリート系セ グメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 形状・寸法検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
13	シールド工 管渠材料 (シールド工用標 準鋼製セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 材料検査 形状・寸法検査 溶接検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
14	マンホール設置工 管渠材料 (組立マンホール側 塊)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
15	マンホール設置工 管渠材料 (下水道用鋳鉄製マ ンホールふた)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
16	マンホール設置工 管渠材料 (マンホール足掛け 金物)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
17	マンホール設置工 管渠材料 (下水道用塩化ビニ ル製小型マンホー ル)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
18	ます設置工 管渠材料 (下水道用鋳鉄製防 護ふた)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
19	ます設置工 管渠材料 (下水道用硬質塩化 ビニル製ます)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
20	ます設置工 管渠材料 (下水道用ポリプロ ピレン製ます)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
21	基礎杭工 (既製杭)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
		超音波探傷試験	試験ごとに1回 〔試験実施中〕		
		根固め液及び杭周固定液の圧 度試験 支持力試験			
22	基礎杭工 (現場打ち杭)	安定液等の孔内水位、安定 液効性試験	液試験ごとに1回 〔試験実施中〕	不要	
		支持力試験			

出来形管理写真撮影箇所一覧表 【8. 下水道編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第1章 管路					
第3節 管渠工（開削）	1-3-3 管路土工	管路掘削		9-26	
		管路埋戻		9-26	
	1-3-4 管布設工	管布設（自然流下管）		9-26	
		矩形渠（プレキャスト）		9-26	
		圧送管		9-26	
	1-3-5 管基礎工	砂基礎		9-26	
		砕石基礎		9-26	
		コンクリート基礎		9-27	
		まくら土台基礎		9-27	
		はしご胴木基礎		9-27	
1-3-6 水路築造工	現場打水路		9-27		
1-3-7 管路土留工	鋼矢板土留		9-27		
第4～5節 管渠工（小口径推進、推進）	1-4-3 推進工	推進工		9-27	
	1-4-4 立坑内管布設工	空伏工		9-28	
第6節 管渠工（シールド）	1-6-3 一次覆工	掘進工		9-28	
	1-6-4 二次覆工	二次覆工		9-28	
第7節 マンホール工	1-7-3 標準マンホール工	標準マンホール工		9-28	
		マンホール基礎工		9-28	
	1-7-4 組立マンホール	組立マンホール工		9-29	
第8節 特殊マンホール工	1-7-5 小型マンホール	小型マンホール工		9-29	
		1-8-4 躯体工	現場打特殊人孔	9-29	
		伏せ越し室・雨水吐室		9-29	
		越流堰（雨水吐室）		9-29	
第9節 取付管及びます工	1-9-4 ます設置工	公共ます		9-29	
		取付管		9-30	
		1-9-5 取付管布設工	取付管		9-30
第11節 立坑工	1-11-3 管路土工	立坑工		9-30	
第2章 処理場・ポンプ場					
第3節 敷地造成工	2-3-2 掘削工	掘削工	第1編2-4-2 掘削工	5-37	
		2-3-3 盛土工	盛土工	第1編2-3-3 盛土工	5-36
		2-3-4 法面整形工	法面整形工	第1編2-4-5 法面整形工	5-37
第6節 本体作業土工	2-6-2 掘削工	土工（掘削）		9-30	
第7節 本体仮設工	2-7-2 土留・仮締切工	土留・仮締切工（H型鋼、鋼矢板）		9-30	
		2-7-3 連続地中壁工	コンクリート壁	第3編2-10-9 連続地中壁工（壁式）	5-46
	2-7-4 連続地中壁工	ソイル壁	第3編2-10-10 連続地中壁工（柱列式）	5-47	
第8節 本体築造工	2-8-5 既製杭工	既製杭	第3編2-4-4 既製杭工	5-40	
		2-8-6 場所打ち杭工	場所打ち杭	第3編2-4-5 場所打ち杭工	5-40
	2-8-7 オープンケーソン基礎工	ケーソン基礎	第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	5-40	
		2-8-8 ニューマチックケーソン基礎工	ケーソン基礎	第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	5-41
	2-8-9 躯体工	構造物基礎		9-30	
		池・槽の主要構造物		9-30	
		池・槽の付帯構造物		9-30	
		開口部		9-31	
		ゲート用開口部		9-31	
		可動せき用開口部		9-31	
	2-8-11 越流樋工	流出トラフ		9-31	
2-8-12 越流堰板工	越流堰		9-31		
第9節 場内管路工	2-9-10 管布設工	流入渠・流出渠		9-31	

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【8. 下水道編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工		管路掘削	掘削状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						深さ 幅	マンホール間ごとに1回 〔掘削後〕		
	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工		管路埋戻	埋戻状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工		管布設 (自然流下管)	布設状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						中心線の変位 (水平)	マンホール間ごとに1回 〔布設後〕		
	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工		矩形渠 (プレキャスト)	布設状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						中心線の変位 (水平)	施工延長20mにつき1回 〔布設後〕		
	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工		圧送管	布設状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						中心線の変位 (水平)	施工延長40mにつき1回 〔布設後〕		
	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工		砂基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅 厚さ	マンホール間ごとに1回 〔施工後〕		
	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工		碎石基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
幅 厚さ						マンホール間ごとに1回 〔施工後〕			

【8. 下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工		コンクリート基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						幅				マンホール間ごとに1回 〔施工後〕
						厚さ				
	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工		まくら土台基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						設置状況				
1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工		はしご胴木基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
					幅				マンホール間ごとに1回 〔設置後〕	
					厚さ					
1 管路	3 管きよ工 (開削)	6 水路築造工		現場打水路	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
					中心線の変位 (水平)				施工延長20mにつき1回 〔施工後〕	
					幅					
					高さ					
					厚さ					
1 管路	3 管きよ工 (開削)	7 管路土留工		鋼矢板土留	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔打込中〕	代表箇所 各1枚	任意仮設の場 合は除く		
					根入長				施工延長20mにつき1回 〔打込前後〕	
					変位					
					数量					全数量 〔打込後〕
1 管路	4・5 管きよ工 (小口径推進、 推進)	3 推進工		推進工	各種設備設置撤去状況 (推進設備、掘進機、坑口、泥水処理設備等)	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
					推進状況(掘削、送排泥、裏込注入等)					
					中心線の変位 (水平)				1施工箇所に1回 〔推進後〕	

【8. 下水道編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 下水道編	1 管路	4・5 管きよ工 (小口径推進、 推進)	4 立坑内管布設工		空伏工	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						高さ			
						中心のずれ			
	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	3 一次覆工		掘進工	各種設備設置撤去状況 (シールド機、支圧壁、坑口、軌道設備)	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				セグメント組立状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕				
				掘進状況(掘削、送排泥、裏込注入等)	1施工箇所に1回 〔掘進中〕				
				中心線の変位(水平)	施工延長40mにつき1回 〔掘進後〕				
1 管路	6 管きよ工 (シールド)	4 二次覆工			二次覆工	各種設備設置撤去状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						覆工状況			
						中心線の変位(水平)	施工延長40mにつき1回 〔覆工後〕		
						二次覆工厚	測定箇所ごとに1回 (上下左右4点) 〔施工後〕		
						仕上がり内径	施工延長40mにつき1回 〔覆工後〕		
1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工			標準マンホール工	据付状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅(内法)	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						壁厚			
1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工			マンホール基礎工	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						床掘深	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						基礎工幅			
						基礎工高			
						コンクリート幅			
				コンクリート高					

【8. 下水道編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	据付状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
	1 管路	7 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	据付状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工		現場打ち特殊人孔	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						高さ 壁厚			
	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工		伏せ越し室・雨水吐室	据付状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
高さ 厚さ									
1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工		越流堰(雨水吐室)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					幅(厚さ)	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
					高さ(深さ)				
					延長(長さ)				
1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工		中継ポンプ施設	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					幅、長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
					深さ				
					壁厚				
1 管路	工9 取付管およびます	4 ます設置工		公共ます	設置状況	1施工箇所に1回 〔設置中〕	代表箇所 各1枚		
					ます深	1施工箇所に1回 〔設置後〕			

【8. 下水道編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 下水道編	1 管路	9 取付管およびます工	5 取付管布設工		取付管	布設状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
	1 管路	11 立坑工	3 管路土工		立坑工	施工状況(立坑設置状況、立坑基礎設置状況)	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						寸法 深さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 掘削工		土工(掘削)	掘削状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工		土留・仮締切工(H鋼杭、鋼矢板)	打込状況	施工延長20mにつき1回 〔打込中〕	代表箇所 各1枚	任意仮設の場合は除く
						根入長	施工延長20mにつき1回 〔打込前後〕		
						変位	施工延長20mにつき1回 〔打込後〕		
数量						全数量 〔打込後〕			
2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		構造物基礎	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					幅 厚さ	施工延長20mにつき1回 〔施工後〕			
2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の主要構造物	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					幅	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕			
					高さ				
					壁厚 長さ				
2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の付属構造物	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					幅	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕			
					高さ				
					壁厚 長さ				

【8. 下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		開口部	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		ゲート用開口部	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		可動せき用開口部	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工		流出トラフ	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					幅 高さ 厚さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工		越流堰	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工		流入渠・流出渠	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					幅 高さ 厚さ 延長	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕			